

東院地域の調査

—第323次

はじめに

東院庭園復原にともなう調査で、調査地は宇奈多理神社の東に位置し、第99次・276次・302次調査区に囲まれた細長い範囲である（図117）。昨年度実施した北接する第302次調査では、東院園池SG5800に北西方向から水を注ぐ給水路と判断した石組みの蛇行溝SD18120の存在が明らかになった。またさらに北側の第110次調査区に始まる斜め方向の堀の続きが確認され、南側の第276次調査区で北端を検出している南北堀に接続することがわかるなど、東院庭園地区の西北側の区画施設が現宇奈多理神社の立地する一段高い地形に沿って設定されていたことがいっそう確実にされた。今次の調査は、従来設定された諸調査区の境界位置に相当する場所にあたり、これで東院庭園地区は、ほぼ全域についての発掘調査がおわったことになる。

基本層序

現地表面の標高は、調査区の西端で62.2m、東端では61.9mほどであり、北西から南東方向にわずかに傾斜し

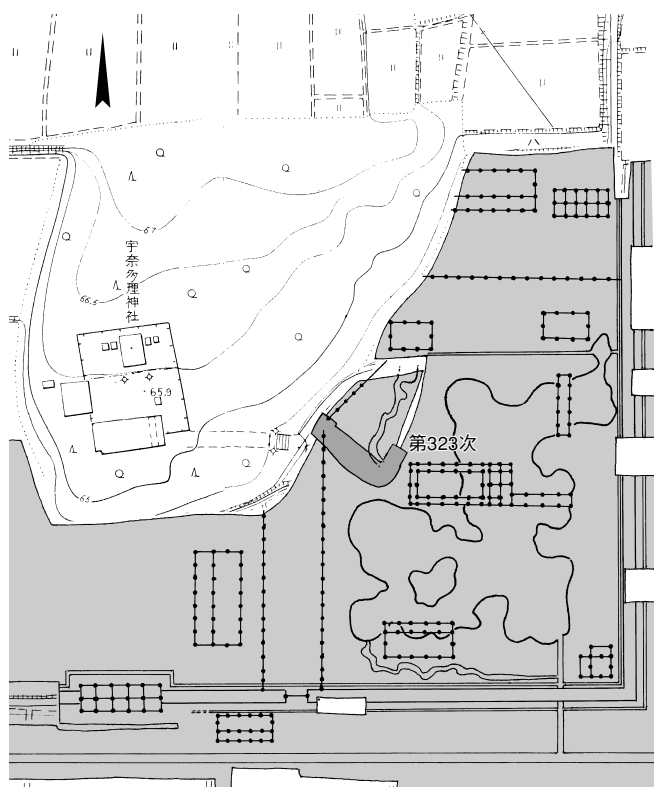


図117 第323次調査区位置図 1:1700

ている。遺構検出面は、西半の大部分では標高61.7m前後の、ほぼ平坦面であるが、東端近くでは、中世以後の攪乱による多数の不規則な窪みを連続させながら、急に低くなる（図118）。

遺構面上の層序は、現耕土層の下に近世の陶磁器片を含む砂質土層が堆積し、その下面に小砂利面が比較的まばらにひろがっていた。第276次、302次調査では遺構面として上下2層のバラス面を確認しているが、今回の調査範囲で検出した砂利面では、東西溝SD18326以外の柱穴などの遺構は確認できなかった。したがって、この砂利面は東院庭園にともなうものではなく、廃絶後の耕作地造成などに付随するものとみられる。

主な検出遺構

SD18120 蛇行溝の南への続き。第302次調査区の南端近くでは、北から続いていた溝底の石敷がとぎれ、底石の抜取穴が遺存している状態であり、南端部分は野井戸や土坑で破壊され、全く残らない状況であった。同様に、さらに南の第276次調査区で蛇行溝の延長部分があると思われる場所も、近代の野井戸や水路でひどく破壊され、検出できていない。今回の調査で、「野井戸」とされた遺構を含めて再発掘したところ、深さが40～60cmの比較的浅い土坑で、北側から穴の底にかけて、径20～40cmの石が急傾斜をなして埋没していた。これらの石は蛇行溝の底石に使われていたものとみられる。この土坑SK18327は第99次調査区に続いて、かなり不整形な形状を呈しており、整った平面形を呈することの多い野井戸（農業用の井戸＝SE17568など）とは様相をやや異にする。蛇行溝SD18120の園池SG5800への注ぎ口の状況は検出遺構の上からは明らかにしがたいものの、この土坑SK18327については、東院庭園存続の時期につくられていたもので、蛇行溝を南流してきた水を一旦貯めておく湛水施設であった可能性も考えられる。

斜行堀SA18122・18123・9061、南北堀SA9287・9288・9289 第110次、第302次調査で確認した斜行堀は、柱穴の重複関係から、SA18122→18123→9061の順に、少しずつ方位を東で北に強めながら作り替えられたことがわかる。一方、第120次調査、276次調査では斜行堀の西南端にとりつくかと思われる南北堀が3条検出されており、SA9287→9288→9289という変遷をたどっている。第302次調査の成果を受けての所見では、斜

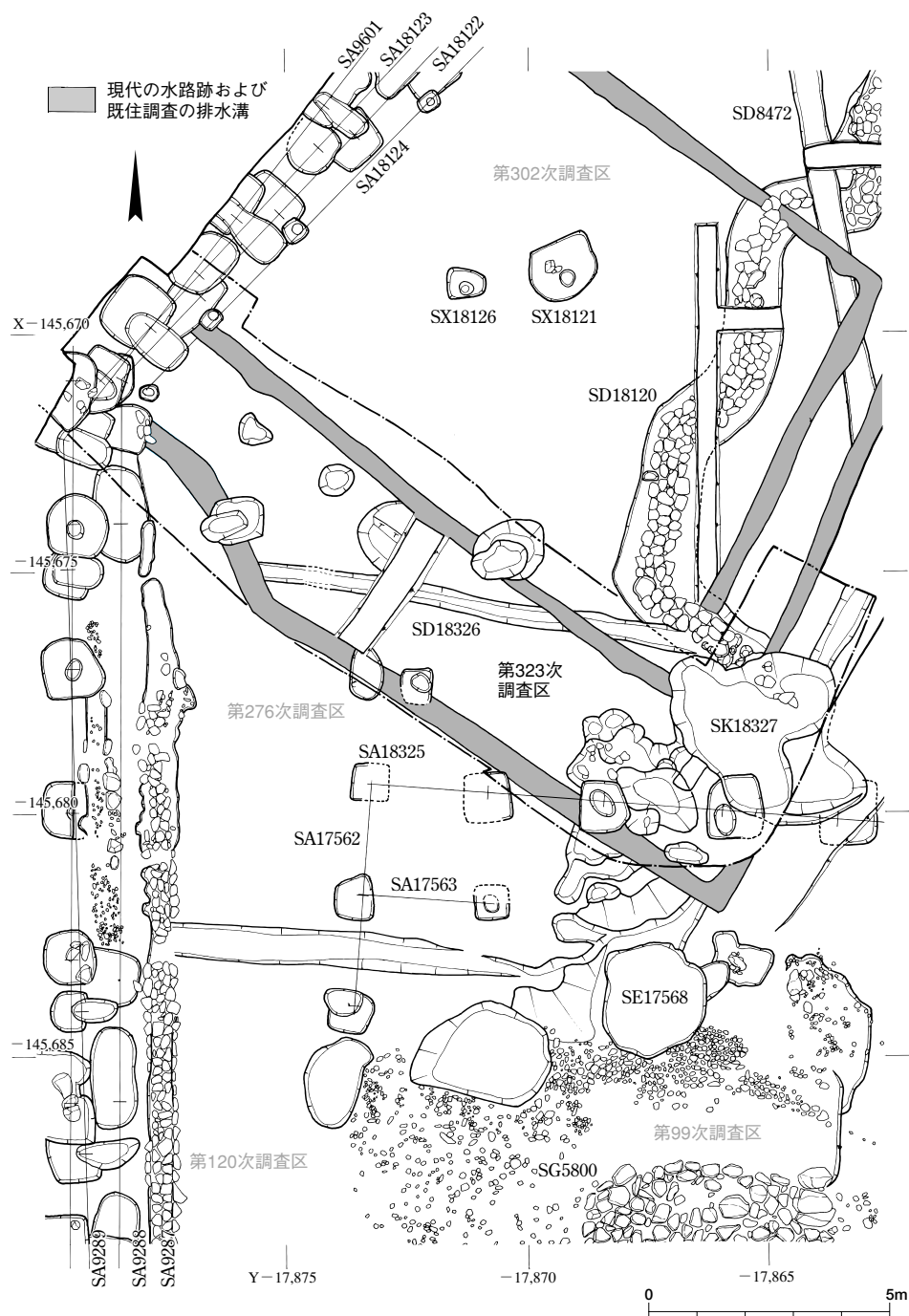


図118 第323次調査遺構平面図 1:150

行堀のうちSA18122とSA18123は南北堀SA9287に、斜行堀SA9061は南北堀SA9288に接続するとみられていた。今次の調査の結果、斜行堀SA18123の柱間寸法および接続点に当たる柱位置を考えると、南北堀SA9287とは整合しにくいことがわかった。したがってSA18123は今回検出した柱位置を西南端として、ここから角度を変えて南西方向ないしは西方向に続くものと推定される。

また南北堀SA9289については、北に1間のびることが確認されたが、さらにこのまま北に続くのか、西に折れるのかについてはわからない。

SA18325 第276次調査で検出した南北堀SA17562に接続するとみられる東西方向の掘立柱堀。第99次調査区内にある方形堀形の一部分も一連の遺構とすると、8尺等間で4間分確認したことになる。(井上和人)